

保津川かわまちづくり推進協議会設置要綱

(名称)

第1条 この会は、保津川かわまちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 保津川かわまちづくりを推進し、そのために必要な事項を、行政、地域、NPOなど“かわまちづくり”“まちづくり”に関わる各分野の主体が協議・調整し、また施策の評価と必要に応じて計画の見直し等を行うことを目的とする。

(協議調整事項)

第3条 協議会は目的を達成するため、次の事項を協議調整する。

- (1) 保津川かわまちづくりの推進に係る具体的な施策とその実現方策に関する事
- (2) 施策の実施状況の評価、計画の点検及び見直しに関する事
- (3) その他、保津川かわまちづくりの推進に関する事

(協議会の構成)

第4条 協議会は別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 委員は、亀岡市及び京都府南丹土木事務所から就任を依頼する。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。また途中の退会又は新たな入会は協議会の会議に諮るものとする。

(会長等)

第5条 協議会には会長1名、副会長2名を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出し協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長が指名し、会長を補佐するとともに会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 4 会長、副会長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第6条 協議会の会議は委員をもって構成し、会長が招集する。

- 2 会議の議長は会長が行う。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。
- 4 会議は、原則として公開するものとする。
- 5 会議の公開にあたっては、会議の円滑かつ静穏な進行を確保する観点から、入室人数の制限その他必要な制限を課すことができる。
- 6 会議資料及び議事録については、事務局が案を作成して、会長の承認を得た上で会議終了後、原則として公開するものとする。
- 7 上記4、5、6の規定にかかわらず、会議、会議資料又は議事録を公開することにより、当事者若しくは第三者の権利若しくは利益、又は公共の利益を害するおそれがある場合には、会議、会議資料又は議事録の全部又は一部を非公開にすることができる。

(ワーキンググループ)

第7条 協議会には、必要に応じて、テーマ毎にその推進について協議調整等を行うワーキンググループ（以下「ワーキング」という。）を設置するものとする。

- 2 ワーキングは委員及び委員の所属する機関・団体等から委員が推薦する者によって構成する。
- 3 ワーキングには会長が指名するグループ長及び副グループ長を置く。グループ長が不在の場合は副グループ長が代行するものとする。
- 4 ワーキングはグループ長が招集し、議長を行う。
- 5 グループ長は、必要があると認めるときは、上記2以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。
- 6 ワーキング間の情報共有や相互調整を図るため、必要に応じて、会長の招集により関係ワーキングのグループ長会議を行うものとする。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、亀岡市まちづくり推進部桂川・広域交通課並びに京都府南丹土木事務所河川砂防室に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めのない事項については、必要に応じ、会長が会議に諮り定める。

附則

この要綱は平成23年9月9日から施行する。